

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(文部科学省)

事業名	被災私立学校等復興特別補助・交付金		担当部局庁	高等教育局私学部		作成責任者	私学助成課長 森田 正信	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	私学助成課				
会計区分	一般会計		施策名	VI-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の復興				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	「復興への提言～悲愴のなかの希望～」(平成23年6月25日 東日本大震災復興構想会議) 「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	被災地に所在する私立学校が、今回の震災後の厳しい環境の中にあっても、在校生に対する安定的・継続的な教育環境の保障と、来年度以降の新入生も含め安心して学ぶことができる環境の整備等を図り、質の高い教育を維持する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	被災した私立大学・短期大学に対して、在校生に対する安定的・継続的な教育環境の保障と来年度以降の新入生も含め安心して学ぶことができる環境の整備等を図る取組に対する支援を行うとともに、被災した県が私立幼稚園、小・中・高等学校等の安定的・継続的な教育環境の保障を図る取組に対する支援を行うための経費を交付し、平成23年度から25年度までの3カ年の基金を造成する。(補助率10/10)							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
23年度予算額 (単位：百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計			
	-	-	-	8,307	8,307			
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) <small>※上段()書きは予算措置の果報に係る見込み</small>	活動指標	単位	23年度活動見込
			23年度	(年度)		交付大学・県数	校・県	34
	定量的な成果目標を示すことは困難であるが、取組を講じない場合と比べ、入学者数や中途退学者数等の点で悪影響が生じないよう取り組むものである。							
単位当たりコスト	- (円/)		算出根拠	学校種や県により事業の規模が異なるため、単位当たりコストを算出することがなじまない。				
事業所管部局による点検								
項目			内容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方の整合性がとられているか。			「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」において、「被害の大きい幼稚園の再建への支援」や、「復興を支える人材育成」について示されており、整合性がとられている。					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。			各被災県から、児童生徒等の減少により経営が厳しくなっている私立学校への財政的支援の要望が寄せられているところであり、優先度の高い事業である。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。			他の類似事業はない。私立大学・短期大学については、経常費を補助することにより、様々なニーズに機動的かつ効率的に対応が可能であり、また、県については、毎年度の予算措置ではなく、各都道府県に基金を造成することにより、各都道府県それぞれの実情に応じて、機動的かつ効率的に対応が可能であり、効果的な事業である。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。			私立大学・短期大学については、経常費を補助することにより、様々なニーズに機動的かつ効率的に対応が可能であり、また、県については、毎年度の予算措置ではなく、各都道府県に基金を造成することにより、各都道府県それぞれの実情に応じて、機動的かつ効率的に対応が可能であり、効果的な事業である。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。			私立大学・短期大学に対しては日本私立学校振興・共済事業団が、私立高等学校等に対しては所轄庁である県に対して国が交付するので、役割分担は明確である。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。			各私立大学・短期大学については、復興計画の策定を求めたうえで、これに基づき計画的に事業を実施する予定である。県については、所管する私立学校の復興計画を的確に把握した上で、交付要綱を策定し、これに基づき、計画的に事業を実施する予定である。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。			各学校法人等からの申請に基づき、細目にわたる明確な配分基準により補助金額を算定し、補助金を交付するため、透明性が確保されている。今後、迅速に執行を行う予定。					